

# Trouble | 24 遺言書

あなたが亡くなった後のことを想像したことがありますか。ご親族があなたを偲びつつ、直面する問題については力を合わせて立ち向かい、あなたの残した財産については、理性を持った合理的な話し合いによって分かちあってくれる。そして、いつまでも、あなたへの感謝と尊敬の気持ちを持って仲良く過ごしてくれる。それが理想ですが、そううまくはことが運ばないのが世の常です。意見しようにもそのとき、あなたは既にこの世にいないのです。

せめて遺言を書いて、あなたの考えを残される人たちに伝えておいてはいかがでしょうか。時々、そうして自分の死後のことを考えるのは、日々の忙しい生活を立ち止まって見直すよい機会にもなります。

## 1 相続の基礎知識を身につける

遺言書を残さなかった場合、法律上は、どのようなことになってしまうのかを知っておくことが、まずは必要です。

### CASE 遺言書を残さなかったら

#### 相続人の範囲と法定相続分

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4132.htm> (管理

者：国税庁)

遺言書を残さないと、法律によって定められた割合に従って、財産を取得することになります。あなたの残した財産が、現金や預金のように簡単に分割できるものだけならば、それを分ければよいかもしれません。でも、不動産のような「物」は、簡単に分割することはできません。

また、法律に従って分けるだけでは適切でないケースも多くあります。子どもたちは、立派に独り立ちしているが、妻は高齢で収入が年金だけなので妻に全財産を残したい、財産は自分の名義になってはいるが、大半は家業のために使っているものだからこれを継ぐ長男に取得させたい、慈善団体に財産を寄付したい、生前にたくさん援助してあげた子どもとそうでない子どもがいるから、そのバランスを考えたい。そのような場合に備えて、あなたが遺言を書いておくことに意味があるのです。

相続のトラブルについて、詳しくは相続の項 (133ページ) を参照してください。

## 2 遺言書でできること

遺言書には、あなたの家族やお世話になった方々への感謝の気持ちを書くこともできますし、訓示や指示をすることもできます。しかし、法的な強制力を持つのは、以下の4つの場合に限られます。

- 財産処分方法に関すること  
例：相続人以外の人へ財産を贈る